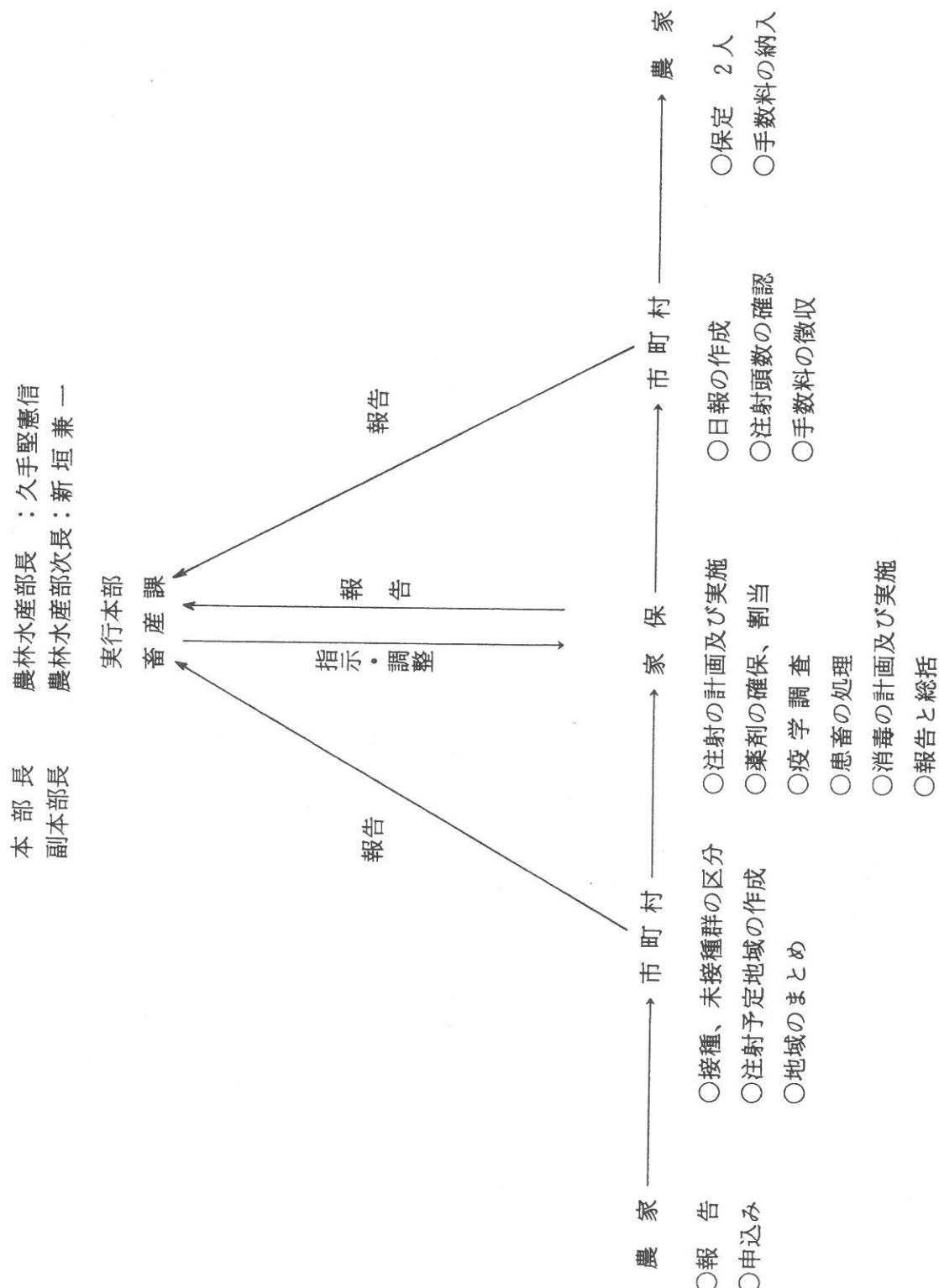
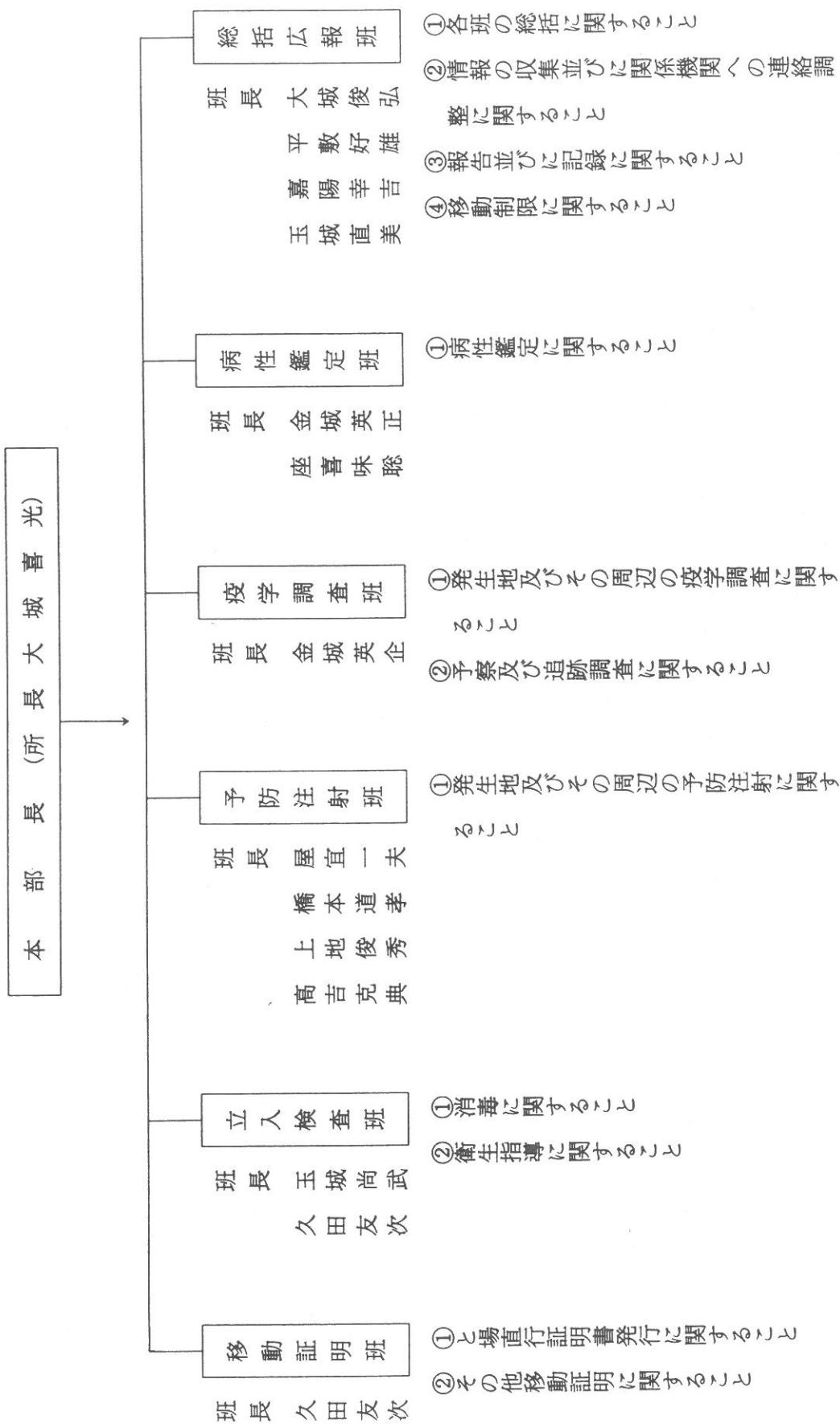


豚コレラ緊急防疫対策本部組織図

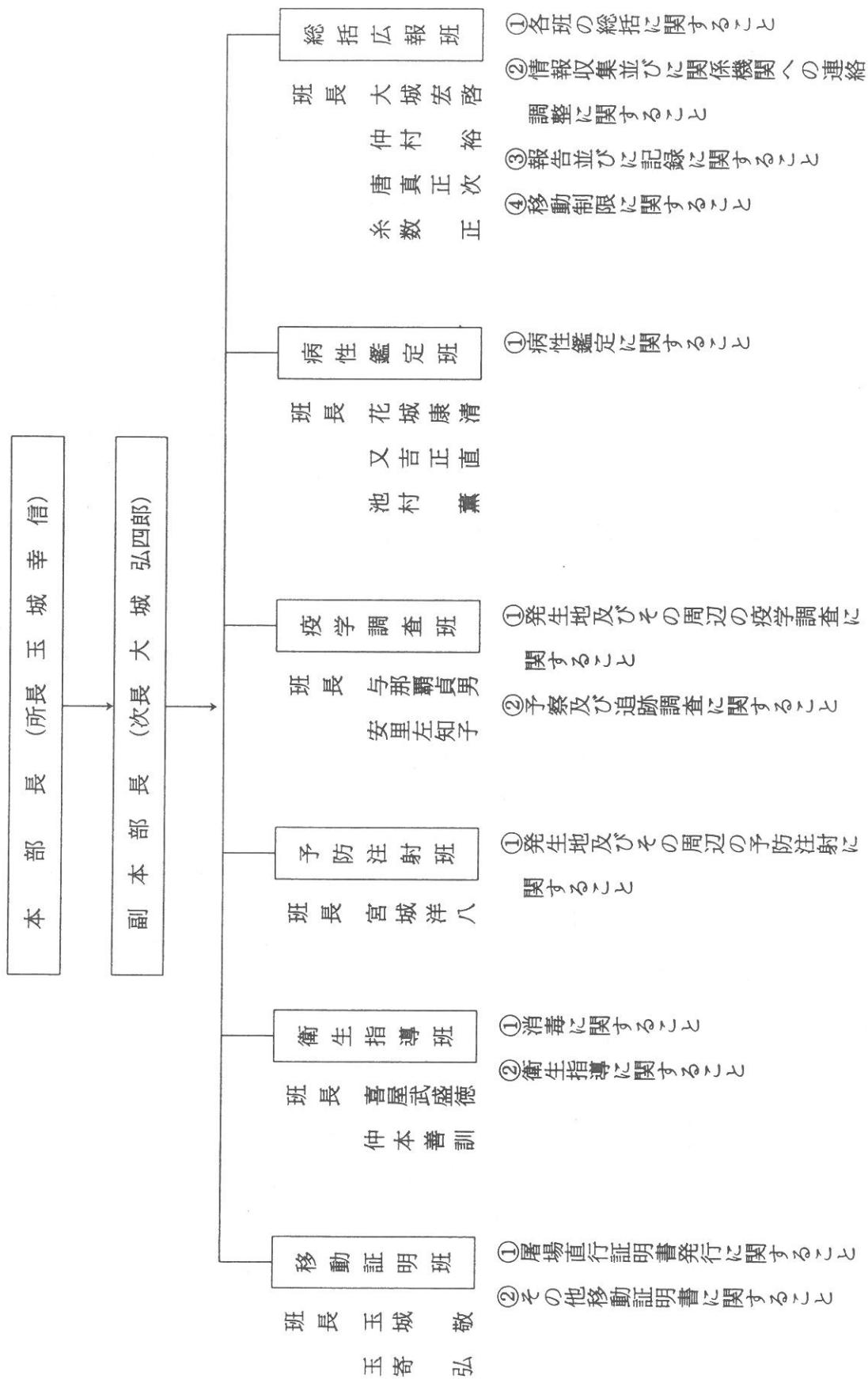


豚コレラ現地対策本部組織図（北部家畜保健衛生所）

昭和61年10月8日発足



豚コレラ現地対策本部組織図（中央家畜保健衛生所）昭和61年10月9日発足



5. 防疫対策会議・協議会

10. 4 豚コレラ緊急防疫対策会議。於県家衛試、(畜産課、県家衛試、中央家保、北部家保、10名出席)
10. 5 豚コレラ対策協議会。於羽地農協(畜産課、北部家保、名護市、羽地農協、農家、44名)
10. 6 豚コレラ対策協議会。於北部家保 (北部家保、名護市、本部町、20名)
10. 8 豚コレラ対策協議会。於中央家保 (中央家保、経済連、南部地区農協、沖縄県食肉センター、11名)
豚コレラ対策会議。於県家衛試 (畜産課、県家衛試、中央、北部家保、新聞社、9名)
南風原町養豚部会対策協議会。於町中央公民館 (20名)
10. 9 豚コレラ対策協議会。於中央家保 (畜産課、中央家保、市町村、農協、農業共済、開業獣医師、56名)
豚コレラ対策協議会。於北部家保 (畜産課、北部家保、市町村、21名)
東風平町養豚部会対策協議会。於町農協ホール (33名)
10. 11 南部地区農協長対策協議会。於農協会館 (24名)
中部地区農協長対策協議会。於経済連具志川営業所 (13名)
南風原町津嘉山養豚部会対策協議会。於津嘉山農協 (15名)
北部地域豚コレラ対策連合支部会。於北部会館 (60名)
10. 13 中部地区対策協議会。於沖縄市農民研修センター、(中央家保、市町村、農協、農業共済、開業獣医師、32名)
南部地区対策協議会。於中央家保 (中央家保、市町村、農協、農業共済、開業獣医師、21名) 豚コレラ対策関係機関連絡協議会。(畜産課、中央家保、環境衛生課、食肉衛生検査所、6名)
10. 15 南部地区農協長対策協議会。於農協会館 (20名)
10. 17 糸満市兼城農協養豚部会対策協議会。於兼城農協ホール (31名)

10. 22 北部地区対策協議会。於羽地農協（北部家保、市町村、農業共済、開業獣医師、23名）
東風平町養豚部会対策協議会。於町農協ホール（21名）
10. 29 豚コレラ防疫対策会議。於中央家保（農林水産省衛生課国内防疫班長、畜産課、県家衛試、中央家保、北部家保、宮古支所、八重山支所、32名）
11. 14 家畜衛生連絡協議会。於中央家保（畜産課、県家衛試、中央家保、北部家保、宮古支所、八重山支所、35名）
11. 17 発生農家の移動禁止解除についての検討会。於農協会館（農協中央会、県農林水産部、畜産課、県家衛試、中央家保、北部家保 9名）

6. 緊急予防注射

豚コレラ緊急防疫対策本部は、10月11日付で、本島内の33市町村、44農協あてに「豚コレラ緊急防疫対策について」の通達を出した。

農畜第950号

昭和61年10月11日

豚コレラ緊急防疫対策本部長

農林水産部長 久手堅憲信

豚コレラ緊急防疫対策について（通知）

このことについて、本島各地域に豚コレラが発生し、61年10月6日から沖縄県公報第677号～第690号まで告示しているところであるが、本病の常在化は養豚経営に大きな損害を与えることから、迅速な防疫対策が必要である。従って、下記事項を熟知の上予防注射の完全実施を中心に防疫対策の完全実施を通知する。

記

- 1 市町村においては市町村長を長とする「豚コレラ緊急防疫対策支部」を設置するとともに各農協においても担当職員を配置し当該市町村と協力すること。

- 2 予防注射補助員（班につき保定＝3人、書記＝1人）は市町村・農協で責任をもって配置すること。
- 3 未接種群の調査、処理については属地主義で市町村・農協が責任をもって対応することとし、昭和61年10月18日までに予防接種を実施せしめること。
- 4 昭和61年10月13日以降移動制限地域からのと場出荷肉豚については、家畜防疫員の発行する「豚コレラ緊急対策豚と場直行証明書」の発行を受けたものに限り出荷を認めるものとする（予防注射後20日以上経過したものでなければ食用に供せられない）。
- 5 予防注射後の立入検査については、別途「班」を編成し、注射後の発生豚の確認及び観察を継続するとともにその経過を家畜保健衛生所を経由して、迅速に本部へ通報すること（Tel. 0988-66-2269）。
- 6 予防注射実施のための家畜防疫員の配置は畜産課が行なう。

上記の通達により、10月11日から本島内一斉に徹底的な緊急予防注射が実施され、10月3日から18日の間の実施頭数に、それ以前から接種されたものを含めると、総計130,914頭（前年同月比469%）に及んだ。

緊急予防注射実施状況 (北部地区)
(61年10月)

市町村名	日 (曜日)	3～6日	7日 (火)	8日 (水)	9日 (木)	10日 (金)	11日 (土)	12日 (日)	13日 (月)	14日 (火)	15日 (水)	16日 (木)	17日 (金)	18日 (土)	合計
国頭村											3,009				3,009
大宜味村											1,950				1,950
東村											1,268				1,268
名護市	789	2,339	458	650		1,359	2,260	4,372	3,445	3,393	5,508	1,794			26,367
今帰仁村								1,211	1,528						2,739
本部町	951	600	723	1,282		851	1,009		125						5,541
恩納村									776						776
宜野座村								1,033	343						1,376
金武町								1,064	1,294	466	345				3,169
合計	1,740	2,939	1,181	1,932	—	2,210	3,269	7,680	7,511	3,859	12,080	1,794	—	46,195	

本県の場合、繁殖母豚へのワクチン接種率が極めて低く、子豚時に一回接種されただけの豚が大半を占め、従ってその移行抗体価も当然低いものと推定されたので、接種対象豚は哺乳豚、育

緊急予防注射実施状況（中南部地区）

市町村名	3～6日 （火）	7日 （水）	8日 （木）	9日 （金）	10日 （土）	11日 （日）	12日 （月）	13日 （火）	14日 （水）	15日 （木）	16日 （金）	17日 （土）	18日 （日）	合計
石川市	425			447		789			1,775	2,370	811	224	200	7,041
与那城村								545	296	753	417			2,011
勝連町	250	200	320	180		310	300	260			300			2,420
具志川市	333	386	579	1,154	2,104	1,896	1,654		1,568	1,107		585	240	11,606
沖縄市	200	172	187	349			322	499	1,025	1,088				3,842
読谷村				352				1,258		1,473	1,136	539		4,758
嘉手納町				112	265			40		188				605
北谷町						182	83			111				376
北中城村														
中城村											306			306
宜野湾市	102		210			639			668	415	45			2,079
西原町										504				504
浦添市						277		386			167			830
那覇市	1,310	758	1,086	2,804	2,369	3,177	4,573	1,344	7,945	6,348	2,409	1,815	440	36,378
豊見城村		180	100	209	275	13	430	820	1,964	1,672	1,241	2,122	689	9,815
糸満市	1,700	1,106	150	192	664		1,374		358					1,732
東風平町	349		1,450	1,169	876			69	282	114	512	240	157	5,218
具志頭村	900		729	462	532	1,367	622	1,114						5,726
玉城村	260		511	284		1,059	2,363	1,080	113			193		5,863
知念村												720		
佐敷町									855	161		73		
与那原町														1,089
大里村	498		288	609		1,133	968	1,230	710	140				5,576
南風原町	564	625	746	1,069	853	1,295	614							5,766
計	3,887	1,770	3,703	3,629	2,944	5,089	7,052	7,009	4,727	2,371	2,473	2,841	846	48,341
合計	5,197	2,528	4,789	6,433	5,313	8,266	11,625	8,353	12,672	8,719	4,882	4,656	1,286	84,719

成豚、肉豚、繁殖豚とあらゆる日齢層にわたって実施された。

それまでのワクチン接種率の低さを反映して、ワクチネーション適期日齢である30～40日齢を超過した豚がかなりの頭数を占め、とりわけ肉豚40kg以上に接種する場合は、保定に体力と技術を要し、補助応援にあたった役場職員には豚に接するのも初めての者も多く、その対応には苦心したものと思われる。

この間の緊急予防注射業務で豚コレラ防圧に従事した家畜防疫員84名(延人員426名)。市町村、農協職員及びその他経済連、農業共済、各養豚部会等の全面的な人員援助を受けた。

本県の豚コレラワクチン接種率は約65%と全国平均に比較して著しく低く、今回の発生農家もすべて過去数年来豚コレラのワクチネーションを実施していなかった。

その背景としては、1)県内で過去20年間豚コレラの発生がなかった。2)他都道府県と地理的条件で隔離されており、伝染病の侵入に対する農家の意識が希薄であった。3)復帰以前は琉球政府の補助により予防注射手数料が無料であったが、復帰後有料化されたなどが挙げられる。また最近の豚肉価格の低迷により、生産費の低減化を図ろうとする農家の経営意識も接種率の低さの要因となったと思われる。

しかし、豚コレラのワクチネーションは、ワクチン本来の優秀性なかんずく発症豚の治療法がないことや発生した場合の経済的損失および他地域への影響等を考えれば、今日なお養豚経営における防疫対策は最優先事項の1つであるといえる。

今後は、県、市町村・農協、農家の3者が今回の発生を契機に予防接種の完全徹底を図る組織体制づくりを早急に確立して行かなければならない。

7. 消 毒

法第25条(畜舎等の消毒の義務)に基づき以下のとおり実施した。

豚コレラ発生農家を中心とした移動禁止区域については、当分の間豚コレラのまん延防止を図るため消毒指導を下記の要領で行う。

1、消毒の種類及び方法

消毒は薬物消毒でオルソ剤及び逆性石鹼剤、生(消)石灰を使用する。

2、実施方法

1)踏込消毒槽はオルソ剤及び逆性石鹼剤を使用し、直射日光、有機物の混入に注意して1日1回交換する。

2)畜舎、畜体、器具、人、車両等は逆性石鹼剤を使用し、100～500倍溶液で1m²当たり2Lを基準に動力噴霧機で消毒する。消毒回数は1日1回を原則とする。

3)畜舎周辺及び運動場は表土30cm以上堀り起し、3.3m²当たり1kgの生石灰を撒布する。

4)ふん尿だめ、汚水溝は生石灰を撒布する。

3、消毒期間

移動制限措置が解除されるまでの当分の間とする。

4、消毒実施体制

法第25条第3項に基づき家畜防疫員が実施するが、可能な限り、市町村、農協、農業共済、各養豚部会の協力体制で臨む。

8. と場直行証明

県は家畜伝染病予防法施行細則（昭和47年沖縄県規則第80号）第15条第1項の規定で、豚等の移動制限措置を行った。また、沖縄県家畜防疫要領（昭和57年作成）で、但し書きとして、防疫上支障がないと認められる場合は、と場直行に限りその措置をとった上で、と畜証明の発行を受けたものに限り制限区域外への移動を認めるものとしている。

このため、豚コレラ発生時における肉豚のと場出荷について、下記のとおり取扱うことを関係機関へ通知した。

- 1) 移動禁止区域からの出荷豚は全て予防注射を20日以前に済ませていること。
- 2) 豚コレラ緊急対策と場直行証明書の添付は移動禁止期間とする。
- 3) 移動禁止区域から出荷される豚は、尾根部に赤色以外のラッカーを塗り、「豚コレラ緊急対策と場直行証明書」にその色を記入する。
- 4) 家畜防疫員が「豚コレラ緊急対策と場直行証明書」を発行した時、出荷先と畜場へ連絡する。
- 5) 食肉衛生検査所で豚コレラを疑われるものは、家畜保健衛生所を通して県家畜衛生試験場へ検査依頼する。

豚コレラ緊急対策と場直行証明書は、10月13日から11月18日にかけて、中央家保管内62件、1778頭。北部家保管内23件、670頭について発行された。当初証明書は発生農家については、防疫対策上支障があるとの見解でその対象外であったが、11月8日にその発行が認められた。

豚コレラ緊急対策豚と場直行証明書（控）

1 移動制限地域

2 住所

氏名

3 豚の種類及び頭数

(1) 肉豚 頭

(2) その他 ハ

4 家畜防疫検査年月日

上記の豚は沖縄県家畜防疫対策要領2の(10)の2)の(イ)、ただしがきに基づきと場直行のための制限区域外への移動を承認する。

昭和 年 月 日

所属

家畜防疫員証票番号 氏名

豚コレラ緊急対策豚と場直行証明書

1 移動制限地域

2 住所

氏名

3 豚の種類及び頭数

(1) 肉豚 頭

(2) その他 ハ

4 家畜防疫検査年月日

上記の豚は沖縄県家畜防疫対策要領2の(10)の2)の(イ)、ただしがきに基づきと場直行のため制限区域外への移動を承認する。

昭和 年 月 日

所属

家畜防疫員証票番号 氏名

速報

豚コレラ21年振り県内に発生!!

予防注射を受けていない豚がかかる

かかった豚は100%死ぬ

治療薬はない

必ず **予防注射** を受けて、大切な豚を守りましょう!!

1. 豚コレラは法定伝染病です。伝染力の激しい病気です。
2. 豚コレラにかかった豚の治療薬はありません。唯一の対策は、
予防注射 だけです。
3. 豚コレラにかかった豚は、高熱、元気不振、結膜炎、便秘、下痢、後肢のふらつきなどの症状を示します。
4. 異常が認められたら、直ちに下記の連絡先に通報しましょう。

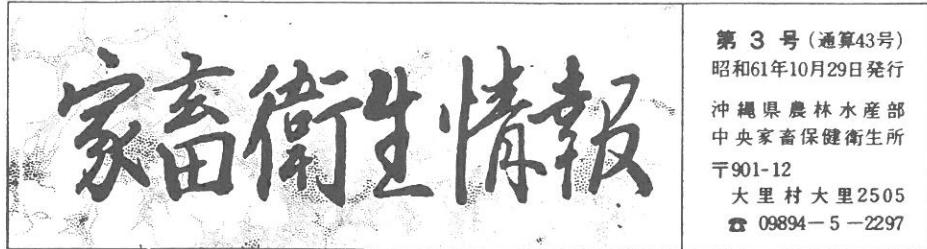
予防注射の申込みは市町村役場あてに行って下さい。
と場出荷前の豚の予防注射については、家畜防疫員に
相談して下さい。

豚コレラ緊急防疫対策本部

(県農林水産部畜産課内：0988-66-2269)

連絡先

北部家畜保健衛生所	09805-2-2939
中央家畜保健衛生所	09894-5-2297
// // 宮古支所	09807-2-3321
// // 八重山支所	09808-2-3092
家畜衛生試験場	0988-32-1515



第3号(通算43号)
昭和61年10月29日発行
沖縄県農林水産部
中央家畜保健衛生所
〒901-12
大里村大里2505
☎ 09894-5-2297

豚コレラからあなたの豚をまもろう!

緊急予防注射で続発防止!

養豚農家のみなさん

本県において、21年ぶりに恐しい法定伝染病である豚コレラが発生しました。

家保では豚コレラ対策本部を設置し、市町村、農協等の協力のもと、緊急予防注射、畜舎消毒、発生地域の移動制限等の防疫処置を実施してきました。

その結果、現在、豚コレラの続発はみられず、沈静化している状況にあります。



安心するのはまだ早い。次の事を守り豚コレラを撲滅しよう!

みんなの協力で

(1)予防注射を必ずうけよう!(3回受けければOKです)

- イ) 1回目…30~40日令に受ける
- ロ) 2回目…6~7ヶ月令に受ける
- ハ) 3回目…2回目の1年後に受ける } 繁殖豚の場合

(2)畜舎消毒を徹底しよう!

- イ) 畜舎は常に清潔にし、当分の間1日1回消毒を実施する。
- ロ) 畜舎の出入り口には必ず踏込槽を設置し、雨ぐつ等の消毒を行う。
- ハ) 畜舎周辺の草刈り等、環境整備を図る。

(3)しばらくの間、豚の導入をひかえよう!

- イ) 当分の間、よそから豚の導入は行なわない。
- ロ) やむを得ず導入する場合は、導入先の衛生状況に充分気をつけ、導入豚はしばらく隔離しておく。

(4)畜舎への出入りを制限しよう!

- イ) 家畜商、友人、知人等の畜舎への出入りは極力制限する事。
- ロ) 畜舎へ出入りする場合は、雨ぐつ、衣服の消毒を行ってから入るようにする。

(5)病豚が出たら必ず連絡しよう!

- イ) 自家治療をやめ、病豚が出たら、開業獣医師にみてもらう。
- ロ) 近くで豚の病気の発生を聞いたらすぐに、市町村、家保へ連絡しよう。

~~~~~ 一口メモ ~~~~

- 予防注射の申し込みは、市町村へ
- 消毒液を正しく使いましょう。
- ①逆性石ケンの場合、500倍で
使用し $2L/m^2$ の割で散布する。
- 相談事がありましたら、気軽に家保へ連絡して下さい。